

通知「住宅地等における農薬使用について」に関するアンケートのお願い

(調査の目的)

2003年9月に農水省消費・安全局長名で出された通知「住宅地等における農薬使用について」(以下「通知」)は、農薬取締法第12条第1項に基づいて出されたものです。農薬使用による健康被害の訴えが多く聞かれるところから、農薬使用者が住宅地周辺で農薬を使用するときに農薬が飛散するのを防止するために必要な措置を講ずるよう規定しています。

この通知は、農水省以外にも文部科学省、国土交通省、林野庁、厚生労働省、環境省からもそれぞれの管轄に出されています。

ところが、通知が出されてから既に2年が過ぎようとしています。相変わらず、全国の役所、学校、幼稚園、保育所、病院、公園、街路樹などの公共施設ばかりか、町会、団地、個人の庭などでもあまりにも無造作に農薬が散布されています。通知が出されている事すら周知されていないというのが実情です。農水省の農薬対策室に指導をお願いしても一応、通知を守ってくれとは言いますが、それ以上は言えないとしています。やはり、通知では罰則がなく強制力がないためだと思われまます。

そこで、通知が周知されるように、罰則をつけるなり、他の方法をとるなり、必要なことをしたいと思います。その資料として、今まで生活環境で農薬散布をされて、どういう目にあったか、また、通知を守れと言ったときにどのように対応されたか、資料を集めたいと思います。読者の皆様のご協力をお願いします。

また、これは読者だけでなく、他の方でも結構ですので、ご協力いただける方がいたらお願いいたします。個人情報漏れることは一切ございません。

一枚につき、一件お答え下さい。報告例が多数あるようでしたら、用紙をコピーしてお願いします。既に、反農薬東京グループに報告済みの方も改めてご記入をお願いします。また、相談・苦情・申し入れなどの記録(要望・回答など)がございましたらお送り下さい。締めきりは11月30日です。回答は郵送かファックスでお願いします。

2005年10月29日

反農薬東京グループ

〒202-0021 東京都西東京市東伏見2-2-28 レジデンス寿B

TEL / FAX 0424-63-3027

アンケート

1. 回答者について

あなたの性別 女 男

年齢 歳

住所（都道府県は必ず）

お名前

電話番号

2. 問題となった事例

（1）問題が起きた時 年 月

（2）場所（ 印を付けてください）

学校 幼稚園・保育所 公園 街路樹 水田、果樹、畑、
茶、農地その他（ ） 団地・マンション 近隣の個人宅
その他（ ）

（3）散布形態

地上散布（小型動力） 地上散布（大型散布車） 有人ヘリコプター
無人ヘリコプター その他（ ）

（4）農薬の種類

殺虫剤 殺菌剤 除草剤 その他（ ） 不明

（5）健康被害を受けたのは誰ですか

本人 子供 その他の家族（ ） 知人 その他

（6）どのような健康被害をうけましたか。

はきけ・むかつき 腹痛 下痢 頭が重い・痛い めまい 体がふらふらする
体がだるい 目の充血・かゆみ 涙が出る 鼻水が出る のどが痛い・か
ゆい せき・たんが出る ぜん息がおきた 食欲不振 アレルギーの悪化 呼
吸困難 その他（

）

（7）健康被害以外に影響を受けたことはありますか。

(8) 散布者は誰ですか

防除業者 造園業者 自治体職員 町内会・自治会 農業者
近隣市民 その他() わからない

(9) 散布を依頼したのはだれですか

都道府県 市区町村 管理組合 個人 その他() わからない

(10) あなたはどう対応しましたか

散布者等にやめるよう申し入れた(文書 電話 Eメール その他)
公的機関(消費者センターなど)に相談した。
反農薬東京グループに相談した
あきらめた
その他(具体的に)

(11) 苦情や相談をしたところ(複数回答可)

散布者
散布依頼者
都道府県の担当課
市区町村の担当課
農水省農薬対策室
保健所
土木事務所
消費生活センター
警察
市民団体
その他

(12) 何回くらい申し入れ等をしましたか

(13) その結果はどうでしたか

中止した
散布を減らした
無視された
その他

(14) 申し入れ等の相手は通知を知っていましたか
知っていた 知らなかった 一部は知っていた 不明

(15) 申し入れ等の相手は、通知に対してどのような態度でしたか
今後、遵守すると回答した
罰則がないから守る必要はないと回答した
管轄部局に守るよう指導すると回答した
その他(具体的に)

3. 今後通知を守らせるために必要なことは何だと思えますか。(複数回答可)
行政指導の通知でなく農薬取締法を改訂し、非食用作物にも罰則をつける。
生活環境での殺虫剤散布等を規制する新しい法律を作る
防除業者等散布者を規制する新しい法律を作る
苦情・解決の窓口を設けてほしい。
農薬登録のない非農耕地用除草剤を農薬取締法の対象にする
その他(具体的な提案をお書き下さい)

4. その他、訴えたいことがございましたら、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。ご回答は、郵送かファックスでお願いします。
ファックスの方は、ファックス用回答用紙をご利用下さい。郵送の方はこの用紙に直接
書いてお送り下さい。

(返送先) 〒202-0021 東京都西東京市東伏見 2-2-28 レジデンス寿 B
反農薬東京グループ fax 0424-63-3027